



平成 21 年 5 月 15 日

各位

会 社 名 天昇電気工業株式会社
代表者名 取締役社長 安藤 武彦
(コード番号 6776 東証2部)
問合せ先 常務取締役経理部長
横山 彰
(TEL 042-788-1880)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 15 日開催の取締役会において、[定款の一部変更の件]を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 83 期定時株主総会に附議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号。以下[決済合理化法]といいます。)が、平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことに伴い、当社は同日を持って株券を発行する旨の定めを廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、当該規定を削除するとともに、その他不要となった単元未満株券の不発行、実質株主及び実質株主名簿に関する規定、文言の削除、条数の変更等所要の変更をおこなうものであります。

なお、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過するまで株主名簿管理人が株券喪失登録に係る事務を取り扱いますので、経過措置として、その旨附則を設けるものであります。(現行定款第 8 条の削除、変更案第 8 条～11 条、第 48 条、第 49 条、附則第 1 条～3 条)

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

| | |
|-----------------|----------------------|
| 定款変更のための株主総会開催日 | 平成 21 年 6 月 26 日 (金) |
| 定款変更の効力発生日 | 平成 21 年 6 月 26 日 (金) |

以上

別紙（定款の変更内容）

（下線は変更箇所）

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| <p>第1章 総則</p> | <p>第1章 総則</p> |
| <p>第1条～第4条（条文省略）</p> | <p>第1条～第4条（現行どおり）</p> |
| <p>第2章 株式</p> | <p>第2章 株式</p> |
| <p>第5条～第7条（条文省略） （株券の発行）</p> | <p>第5条～第7条（現行どおり）</p> |
| <p>第8条 <u>当社は株式に係る株券を発行する。</u> ② <u>前項の規定に係らず、当社は单元未滿株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> | <p>（削除）</p> |
| <p>（单元未滿株主の権利制限）</p> | <p>（单元未滿株主の権利制限）</p> |
| <p>第9条 <u>当社の单元未滿株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> ② <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> ③ <u>取得請求権付株式の取得を請求する権利</u> ④ <u>株主の有する株式数に応じて募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> | <p>第8条 当社の单元未滿株式を有する株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 ② 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 ③ 取得請求権付株式の取得を請求する権利 ④ 株主の有する株式数に応じて募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> |
| <p>（株主名簿管理人）</p> | <p>（株主名簿管理人）</p> |
| <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。 ③ 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、<u>株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、单元未滿株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> | <p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。 ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、その他株式に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、<u>当社では取扱わない。</u></p> |
| <p>（株式取扱規則）</p> | <p>（株式取扱規則）</p> |
| <p>第11条 <u>当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、单元未滿株式の買取り、その他の株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> | <p>第10条 <u>当社の株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> |
| <p>（基準日）</p> | <p>（基準日）</p> |
| <p>第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、権利を行使することができる株主とする。</p> | <p>第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、権利を行使することができる株主とする。</p> |

(下線は変更箇所)

| 現行定款 | 変更案 |
|--|--|
| <p>② 前項のほか必要がある場合は、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第13条～第18条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条～第32条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第33条～第43条 (条文省略)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第44条～第47条 (条文省略)</p> <p>第7章 計算</p> <p>第48条 (条文省略) (剰余金の配当)</p> <p>第49条 剰余金の配当は、株主総会の決議により毎年3月31日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に支払うものとする。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第50条 当社は、取締役会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</p> <p>第51条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> | <p>② 前項のほか必要がある場合は、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第18条～第31条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第32条～第42条 (現行どおり)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第43条～第46条 (現行どおり)</p> <p>第7章 計算</p> <p>第47条 (現行どおり) (剰余金の配当)</p> <p>第48条 剰余金の配当は、株主総会の決議により毎年3月31日現在の最終の株主名簿に記載された株主もしくは登録株式質権者に支払うものとする。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第49条 当社は、取締役会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</p> <p>第50条 (現行どおり)</p> <p>(附則)</p> <p>第1条 <u>当社の株主喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規定による。</u></p> <p>第3条 <u>附則第1条から本条までの規定は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって第1条から本条を削るものとする。</u></p> |